

第2章

計画の基本的な考え方

- ① 計画の位置づけ
- ② 計画の期間
- ③ 計画の将来像
- ④ 計画の基本目標
- ⑤ 施策の体系図

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

この計画は、函館市男女共同参画推進条例第8条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため策定するもので、国の「第4次男女共同参画基本計画」および「第3次北海道男女平等参画基本計画」を勘案するとともに、第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を継承して策定するものです。

また、この計画は、「函館市基本構想（2017～2026）」を踏まえ、本市の他の諸計画との整合を図るとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（女性活躍推進計画）として、位置づけるものです。

2 計画の期間

この計画は、2018年度（平成30年度）から2027年度（平成39年度）までの10年間としますが、中間年度で検証するとともに、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

3 計画の将来像

この計画の推進によってめざすべき将来像は、

ひと ひと
男と女 ともに輝く 豊かなまち

と定めます。

4 計画の基本目標

函館市男女共同参画推進条例では、

- 1 「男女の人権の尊重」
- 2 「社会における制度または慣行についての配慮」
- 3 「政策等の立案決定への共同参画」
- 4 「家庭生活とその他の活動の両立」
- 5 「性に関する理解と尊重」
- 6 「国際社会の動向への留意」

を男女共同参画推進の基本理念に掲げており、この計画ではこの6つの基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標とし、かつ重点的に取り組むべき推進の方向として5つを重点項目に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざします。

基本目標

人権尊重と男女共同参画の意識づくり

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 5 性に関する理解と尊重

男女共同参画社会の実現には、男女が個人として尊重され、お互いに対等な存在、パートナーとして認識することが出発点であり、男性も女性も、個人として自分の人生を選択する力を持つことが重要です。

このため、社会教育や学校教育などあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習機会を充実するとともに、職場や家庭・地域などにおける性別による固定的役割分担意識の解消を図ります。

また、社会制度や慣行が男女共同参画社会の形成を阻害することのないよう、男女共同参画意識の啓発を進めるとともに、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）やハラスメント、性暴力被害者やストーカー被害者などの救済と自立に向けた支援体制の強化と相談体制の充実に努め、人権侵害のない、誰もが男女平等を実感できる社会をめざします。

また、性的少数者（LGBT^(注)）への理解と尊重に努め、自分らしい生き方を自らで選択し、実現できるよう、理解の促進に努めます。

注）LGBT/L＝レズビアン，G＝ゲイ，B＝バイセクシュアル，T＝トランスジェンダーの頭文字をつないだ言葉で、性的少数者を意味する。

重点項目① 男女共同参画意識の啓発

性別による固定的役割分担意識は、「市意識調査」の結果では、「男は仕事，女は家庭」に肯定的な考え方の割合は，平成23年実施の調査結果よりも，減少傾向にあります。女性より男性が肯定的に捉えている割合が高く，また，「男女共同参画」という言葉の認知度についても，全体の約4割が聞いたことがないと回答していることから，意識啓発の取り組みについて，より一層推進していきます。

重点項目② 人権尊重と暴力等の根絶

「市意識調査」では，DVや，セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合は，平成23年実施の調査結果より割合が高くなっており，さらに，DV，セクシュアル・ハラスメントともに，相談機関等に相談しなかったという割合も高くなっています。

このため，引き続きDV防止対策とともに，社会問題にもなっている性暴力被害やストーカー被害等も含めた被害者支援や相談体制等の支援の取り組みを充実・強化していきます。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

条例の基本理念

- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策等の立案決定への共同参画
- 4 家庭生活とその他の活動の両立
- 6 国際社会の動向への留意

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野において参画することが必要です。

このため、各種審議会等への女性登用率の向上など政策・方針決定過程への男女共同参画の促進をはじめ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）のほか、「女性活躍推進法」など雇用に関わる法制度の周知・啓発に努めるとともに、女性に対しては妊娠中または出産後も安心して働き続けるために、母性健康管理の推進や再チャレンジ・起業の支援、また男性に対しては働き方の見直しなど、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための就業環境の整備を促進します。

さらに、地域活動においては、防災や防犯などの分野への女性の参画拡大や、子育て期の男性の地域参画を進めるなど、これまで以上にあらゆる分野への男女共同参画をめざします。

なお、2015年（平成27年）に、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、このなかに掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）^{（注1）}」では、政治、経済、公共分野での意思決定の場において完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「ジェンダー^{（注2）}平等」などの目標が定められており、この計画の推進を通じて目標の達成をめざします。

重点項目③ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

各種審議会等の女性の登用については、第2次基本計画の数値目標30%に対して、平成28年度の実績で、24.7%となっており、引き続き女性の参画拡大へ向けた取り組みを推進していきます。

重点項目④ 雇用等の場における男女共同参画の促進

「女性活躍推進法」の成立や「男女雇用機会均等法」の改正などの法整備により、就業の場での女性の能力発揮や母性健康管理への重要性が増してきているほか、雇用等の場における男女共同参画の促進が重要であることから、各種制度を活用するなど、引き続き取り組みを推進していきます。

注1）「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」／2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。

注2）ジェンダー／人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

「社会的性別」は、それ自体が良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

基本目標 **3** 多様な生き方が選択できる環境づくり

条例の基本理念

- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 4 家庭生活とその他の活動の両立
- 5 性に関する理解と尊重

男女共同参画社会の実現には、男女が共に家事・育児・介護を担っていくことが大切です。

このため、人口減少と少子高齢化がより一層進行し、私たちを取り巻く環境が急速に変化するなかでも、安心して子育て・介護を行うための学習機会を提供するほか、子育て支援サービスや介護支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立支援や、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要です。性感染症や薬物乱用等の健康を脅かす問題についての啓発など、生涯を通じた健康の保持増進を図ります。特に女性に対しては、妊娠・出産等に応じた適切な健康支援に努めます。

このような取り組みにより、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した生き方を選択できる社会をめざします。

重点項目⑤ 少子・超高齢社会における男女の自立支援

少子高齢化はますます進行するなか、男女が安全・安心して暮らせる環境整備のほか、誰もが心身の健康を維持しながら、生きがいを持って自分が望む生き方を選択できる社会づくりが重要となってきます。

そのため、子育て・介護に関する学習機会の提供や、子育て・介護支援体制の充実を図るほか、仕事と家庭生活の両立支援や、ひとり親家庭への自立支援、高齢者や障がいのある人の生きがいづくりや社会参画を促進する取り組みをより一層推進していきます。

※各重点項目は、「施策の体系図」の「推進の方向」の項目と同じ。

5 施策の体系図

